



～前号よりの続き～

商法の会社法制の大改正の概要をQ & A方式でご案内致します。

**Q 5 .会社法では、誰が会社の業務執行に関する意思決定を行い、誰が会社を代表するのですか。**

( A ) 取締役会設置会社では、取締役会で意思決定を行い、代表取締役が会社を代表する点は従来と同様です。

取締役会を設置しない会社では、取締役が意思決定を行い、取締役が会社を代表します。原則として各自代表もできますが、一部の取締役のみ会社を代表すべき取締役とすることができます。

**Q 6 .機関について、機関設計の自由化以外には、どのような点で改正がなされるのでしょうか。**

( A ) 1.任期について

取締役が2年、監査役が4年である点は従来どおりですが、譲渡制限会社においては、取締役及び監査役とも10年まで延長することが可能になります。

2.株主総会について

招集地については「本店所在地又はそれに隣接する地」という制限がなくなります。

3.取締役又は取締役会について

(1)破産手続き中の者でも取締役になることが可能になります。

(2)株主総会が取締役を解任する場合、従来は株主総会の特別決議が必要でしたが、普通決議で解任することが可能になります。

(3)監査役会及び委員会等設置会社以外の会社については、定款で定めることにより、持ち回り決議などの書面決議や電子メールなどの方法により取締役会決議を行うことが可能になります。

(4)従来重要な財産委員会が廃止され、特別取締役会制度が創設されます。これにより、重要な財産の処分、譲り受け、多額の借財について、取締役会において予め選定した3名以上の取締役の過半数の賛成(書面決議は不可です)で行うことができるようになりました。特別取締役会制度を採用できるのは、以下の会社です。

取締役の数が6名以上いること。

社外取締役が1名以上いること。

委員会等設置会社でないこと。

取締役会の存在する会社であること。

4.監査役について

監査役業務の業務監査権限が明文化されました。監査役業務の業務監査権限は大会社においても小会社においても認められていますが、譲渡制限会社においては、定款で監査役の権限を会計監査に限定することが可能になりました。

## 5. 株主権について

委員会等設置会社ではなく、且つ、業務監査権限を有する監査役がない株式会社については、以下のとおり株主の監督是正権が強化されました。

裁判所の許可がなく、取締役会議事録の閲覧が可能になります。

一定の場合に、株主に取締役会招集請求権が認められます。これにより招集された取締役会については、株主も出席し、意見を述べる権利が認められます。

株主の違法行為差止請求権が拡充されます。

## Q7 . 株式の譲渡制限について、定款で自由に定めることが出来る点が増えるのですか。

(A) (1)一部の種類株式についてのみ譲渡制限をすることが可能になりました。これは敵対的買収予防のために有効とされています。

(2)特定の属性を有するものに対する譲渡についての承認権限を代表取締役等に委任し、又は承認を要しないものとする事が出来るようになります。例えば、従業員に対する譲渡については、承認を要しないなどと定めることが可能になりました。

(3)相続、合併等の譲渡以外の事由による株式の移転についても会社の承認の対象とすることが可能になりました。従来の株主の親族であるからといって、必ずしも会社にとって望ましい人物であるとは限りませんので、この場合も譲渡制限の対象とすることができるようになります。

(4)株式の譲渡を承認する機関を、取締役会ではなく、株主総会とすることが可能となります。

## Q8 . 最低資本金制度の撤廃とはどのようなことですか。

(A) 資本金制度は、債権者保護のため、資本金等相当額の財産を会社に確保させるという制度で、従来、株式会社については1000万円、有限会社については300万円以上の資本金が必要でした。

新会社法では最低資本金制度を撤廃して、1円の資本金でも株式会社を設立できるようになります。

また、新会社法では、資本金制度とは別に、純資産額が300万円未満の会社は剰余金があっても剰余金の分配を行えないものとして、債権者保護を図っています。